

官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の一部を改正する要領新旧対照表（下線部分は改正部分）

○官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61企庁第834号）

新	旧
<p style="text-align: right;">61 企 庁 第 8 3 4 号 昭 和 6 1 年 6 月 9 日 最終改正 <u>20170428中庁第2号</u> <u>平成29年5月9日</u></p> <p style="text-align: center;">官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領</p> <p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第3条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）及び競争契約参加資格申請書の内容確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 官公需適格組合の証明</p> <p>(1) 対象組合</p> <p>ア. 証明の対象組合は、官公需法第2条第1項第4号に規定する組合とする。</p> <p>イ. 次に掲げる組合は、証明を受けることができない。</p> <p>① 設立後1年を経過しない組合</p> <p>② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合</p> <p>③ その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の1以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの</p> <p>④ (3)-クの規定により証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない組合</p> <p>(2) 証明区分及び証明基準</p> <p>ア. 証明は、</p> <p>① 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）</p> <p>② 工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の別に行う。</p> <p>イ. 物品納入等に係る<u>証明基準</u>は別表1、工事に係る<u>証明基準</u>は別表2のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。</p> <p><u>ウ. なお、「物品納入等」と「工事」のそれぞれの証明基準を満たす場合には、両方の証明を行うことも差し支えないものとする。</u></p> <p>(3) 証明及び申請の手続</p> <p>ア. 事実確認の申請</p> <p>申請組合は、</p> <p>① 物品納入等に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式1による証明申請書2</p>	<p style="text-align: right;">61 企 庁 第 8 3 4 号 昭 和 6 1 年 6 月 9 日 最終改正 <u>20140425 中庁第4号</u> <u>平成26年4月25日</u></p> <p style="text-align: center;">官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領</p> <p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第3条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）及び競争契約参加資格申請書の内容確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 官公需適格組合の証明</p> <p>(1) 対象組合</p> <p>ア. 証明の対象組合は、官公需法第2条第1項第4号に規定する組合とする。</p> <p>イ. 次に掲げる組合は、証明を受けることができない。</p> <p>① 設立後1年を経過しない組合</p> <p>② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合</p> <p>③ その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の1以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの</p> <p>④ (3)-クの規定により証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない組合</p> <p>(2) 証明区分及び証明基準</p> <p>ア. 証明は、</p> <p>① 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）</p> <p>② 工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の別に行う。</p> <p>イ. <u>証明基準</u>は物品納入等に係る<u>組合について</u>は別表1、工事に係る<u>組合について</u>は別表2のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 証明及び申請の手続</p> <p>ア. 事実確認の申請</p> <p>申請組合は、</p> <p>① 物品納入等に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式1による証明申請書2</p>

新	旧
<p>通（正1通、副1通）に別表1の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に行おうとする日の10日前までに、</p> <p>② 工事に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式2による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表2の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局に行おうとする日の20日前までに、</p> <p>その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出する。</p> <p>イ. 事実確認等</p> <p>① 中央会は、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、その旨申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。</p> <p>② 中央会は、①の事実確認を行う場合、別表1又は別表2のそれぞれの中欄に掲げる事項について実地の調査等を実施し、様式3によりその調査内容について経済産業局に報告する。</p> <p>ウ. 証明の申請</p> <p>中央会から返還を受けた確認済の証明申請書に、</p> <p>① 物品納入等に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前までに、</p> <p>② 工事に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の30日前までに、</p> <p>その主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局の別紙に掲げる課に提出する。</p> <p>エ. 証明方法</p> <p>① 経済産業局は、</p> <p>a) 物品納入等に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めるときは、その旨経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が証明を行い、様式4による証明書を交付する。</p> <p>b) 工事に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規定に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5による証明書を交付する。</p> <p>② 経済産業局及び審査委員会は①の規定による審査に当たっては、イ-②の規定に基づき中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれを行う。</p> <p>オ. 証明の有効期間</p> <p>① 証明の有効期間は3年間とし、証明書に明示する。</p> <p>② 工事に係る証明の有効期間の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか又は四半期ごとに経済産業局が定める場合にあっては、その定めた日とする。</p> <p>③ 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。</p> <p>カ. 報告請求・立入検査</p> <p>経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。</p> <p>キ. 変更等の届出</p> <p>官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項（組合の名称、所在地及び代表者に限る。）について変更があったときは、速やかにその旨書面をもって経済産業局及び中央会に通知する。</p>	<p>通（正1通、副1通）に別表1の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に行おうとする日の10日前までに、</p> <p>② 工事に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式2による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表2の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局に行おうとする日の20日前までに、</p> <p>その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出する。</p> <p>イ. 事実確認等</p> <p>① 中央会は、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、その旨申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。</p> <p>② 中央会は、①の事実確認を行う場合、別表1又は別表2のそれぞれの中欄に掲げる事項について実地の調査等を実施し、様式3によりその調査内容について経済産業局に報告する。</p> <p>ウ. 証明の申請</p> <p>中央会から返還を受けた確認済の証明申請書に、</p> <p>① 物品納入等に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前までに、</p> <p>② 工事に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の30日前までに、</p> <p>その主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局の別紙に掲げる課に提出する。</p> <p>エ. 証明方法</p> <p>① 経済産業局は、</p> <p>a) 物品納入等に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めるときは、その旨経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が証明を行い、様式4による証明書を交付する。</p> <p>b) 工事に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規定に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5による証明書を交付する。</p> <p>② 経済産業局及び審査委員会は①の規定による審査に当たっては、イ-②の規定に基づき中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれを行う。</p> <p>オ. 証明の有効期間</p> <p>① 証明の有効期間は3年間とし、証明書に明示する。</p> <p>② 工事に係る証明の有効期間の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか又は四半期ごとに経済産業局が定める場合にあっては、その定めた日とする。</p> <p>③ 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。</p> <p>カ. 報告請求・立入検査</p> <p>経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。</p> <p>キ. 変更等の届出</p> <p>官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項（組合の名称、所在地及び代表者に限る。）について変更があったときは、速やかにその旨書面をもって経済産業局及び中央会に通知する。</p>

新	旧
<p>ク. 証明の取消し</p> <p>① 経済産業局長は、官公需適格組合が次に該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、証明書の返還を求めることができる。</p> <p>a) (1)ーイのいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>b) 証明基準に適合しなくなったと認められるとき</p> <p>c) カの規定による報告又はケの規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき</p> <p>d) カの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき</p> <p>e) 不正な手段により証明を受けたとき</p> <p>② 経済産業局長は、①の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合はこの限りでない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。</p> <p>ケ. 中間資料の提出</p> <p>① 官公需適格組合は、毎事業年度、総会の承認又は議決の日から1か月以内に決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を経済産業局及び中央会に提出しなければならない。</p> <p>② 経済産業局は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。</p> <p>③ 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。</p> <p>コ. 中小企業庁への報告</p> <p>経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には、四半期ごとにそれぞれ様式6又は様式7により中小企業庁に報告する。</p> <p>サ. 証明等の公表</p> <p>中小企業庁は、経済産業局が行った証明又は取消し状況について速やかに経済産業省の公報に公表する。</p> <p>(4) 発注機関からの問合せ</p> <p>経済産業局は、発注機関からの問合せについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。</p> <p>2. 競争契約参加資格申請書内容確認</p> <p>(1) 対象組合</p> <p>発注機関から問合せのあった組合及び官公需適格組合の証明を受けた組合であって申請のあったもの。</p> <p>(2) 申請手続</p> <p>組合は、様式8による競争契約参加資格申請書の内容確認申請書4通(正1通、副3通)に官公需適格組合証明書の写し1通、審査対象組合員の決算書類4通及び事業計画書4通を添付して、中央会に提出する。</p> <p>(3) 内容確認</p> <p>中央会は、(2)の内容確認申請書に添付された競争契約参加資格申請書の記載事項が真正であると認めた場合には、その旨当該申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。</p> <p>(4) 発注機関からの問合せ</p> <p>中央会は、発注機関からの問合せについて口頭等簡易な方法により処理することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。</p>	<p>ク. 証明の取消し</p> <p>① 経済産業局長は、官公需適格組合が次に該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、証明書の返還を求めることができる。</p> <p>a) (1)ーイのいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>b) 証明基準に適合しなくなったと認められるとき</p> <p>c) カの規定による報告又はケの規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき</p> <p>d) カの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき</p> <p>e) 不正な手段により証明を受けたとき</p> <p>② 経済産業局長は、①の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合はこの限りでない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。</p> <p>ケ. 中間資料の提出</p> <p>① 官公需適格組合は、毎事業年度、総会の承認又は議決の日から1か月以内に決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を経済産業局及び中央会に提出しなければならない。</p> <p>② 経済産業局は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。</p> <p>③ 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。</p> <p>コ. 中小企業庁への報告</p> <p>経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には、四半期ごとにそれぞれ様式6又は様式7により中小企業庁に報告する。</p> <p>サ. 証明等の公表</p> <p>中小企業庁は、経済産業局が行った証明又は取消し状況について速やかに経済産業省の公報に公表する。</p> <p>(4) 発注機関からの問合せ</p> <p>経済産業局は、発注機関からの問合せについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。</p> <p>2. 競争契約参加資格申請書内容確認</p> <p>(1) 対象組合</p> <p>発注機関から問合せのあった組合及び官公需適格組合の証明を受けた組合であって申請のあったもの。</p> <p>(2) 申請手続</p> <p>組合は、様式8による競争契約参加資格申請書の内容確認申請書4通(正1通、副3通)に官公需適格組合証明書の写し1通、審査対象組合員の決算書類4通及び事業計画書4通を添付して、中央会に提出する。</p> <p>(3) 内容確認</p> <p>中央会は、(2)の内容確認申請書に添付された競争契約参加資格申請書の記載事項が真正であると認めた場合には、その旨当該申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。</p> <p>(4) 発注機関からの問合せ</p> <p>中央会は、発注機関からの問合せについて口頭等簡易な方法により処理することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。</p> <p>附則(平成7年10月27日付け7企庁第1562号) この改正は、平成7年10月27日から施行する。</p> <p>附則(平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号) この改正は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第6号)</p> <p>1 この改正は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>2 この改正前の証明であって、この改正の際現に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。</p> <p>附則(平成13年2月27日付け平成13・02・15中庁第1号) この改正は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成25年5月16日付け20130514中庁第4号) この改正は、平成25年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。</p> <p>附則(平成26年4月25日付け20140425中庁第4号) この改正は、平成26年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。</p> <p>附則(平成29年5月9日付け20170428中庁第2号) この改正は、平成29年6月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。</p>	<p>2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。</p> <p>附則(平成7年10月27日付け7企庁第1562号) この改正は、平成7年10月27日から施行する。</p> <p>附則(平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号) この改正は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第6号)</p> <p>1 この改正は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>2 この改正前の証明であって、この改正の際現に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。</p> <p>附則(平成13年2月27日付け平成13・02・15中庁第1号) この改正は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成25年5月16日付け20130514中庁第4号) この改正は、平成25年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。</p> <p>附則(平成26年4月25日付け20140425中庁第4号) この改正は、平成26年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。</p>